

西条市農業委員会 令和8年度 第6回総会 議事録

1. 日 時 令和8年9月7日(月) 午後2時00分から午後2時40分まで

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員 22名 推進委員 30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.6%
推進委員 出席者 30名 欠席者 0名 出席率 100%

○農業委員出席者氏名

会長代理 19番 山内 ふさえ

委 員	1番	越智 一志	9番	安藤 英利	17番	安藤 政治
	2番	明比 典正	11番	眞鍋 覚	18番	長谷川 学
	3番	徳増 靖記	12番	中川 英隆	20番	山内 昌男
	4番	一色 達夫	13番	大澤 晴美	21番	山内 哲夫
	5番	高橋 やよい	14番	鈴木 伸二	22番	松木 秀明
	6番	井上 和博	15番	武田 弘文	24番	戸田 佑基
	7番	近藤 明弘	16番	山内 文孝		
	8番	日野 哲也				

○欠席者氏名

10番 近藤 仁志 23番 眞鍋 美鈴

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	宇佐美貴史	21番	高橋 寿夫
	2番	一色 信之	12番	眞田 克彦	22番	佐伯 謙二
	3番	白木あゆみ	13番	平木 克彦	23番	一色 清定
	4番	高橋 滝雄	14番	白石 修一	24番	越智 利和
	5番	伊藤 龍二	15番	藤田 幹雄	25番	黒川 清美
	6番	上野伸治郎	16番	志賀 英一	26番	佐伯 静雄
	7番	伊藤 信行	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
	8番	宮武 恭宏	18番	飯尾 勝一	28番	宇野 嘉秀
	9番	岡本 省三	19番	飯尾 悟	29番	小倉 謙治
	10番	斎藤 浩	20番	永井 保志	30番	村上 真也

○欠席者氏名

なし

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条目的による農地買受適格証明願の申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事務局次長 酒井祐吾

事務局担当次長 橋田勇作

事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局	皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和8年度 第6回総会を開催いたします。 皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。 本日会長は西条市議会9月定例会対応のため不在となっております。 真鍋会長不在のため山内職務代理がご挨拶を申し上げます。
職務代理	【職務代理挨拶】
事務局	それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。真鍋会長が不在のため山内会長職務代理、よろしくお願いいたします。 【職務代理、議長席に着く】
議長	それでは、私が本日の議事進行を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いいたします。 それでは、ただ今から令和8年度 第6回西条市農業委員会総会を開会いたします。 【議事録署名人及び書記の指名】
議長	まず、議事録署名人の指名をしたいと思います。高橋やよい委員、井上和博委員の両委員にお願いいたします。

本日欠席届が出ておりますので報告をいたします。農業委員からは、10 番 近藤仁志委員、23 番 真鍋美鈴委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、22 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告申し上げます。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

【農地法第 3 条関係】

議長 議案書、3 ページ、議案第 1 号、農地法 第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 事務局の橋田です。よろしくお願いいたします。

それでは失礼して、着座にて議案のご説明をさせていただきます。

議案書 4 ページをご覧ください。

88 号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。

89 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から利用権設定にて借りている農地の所有権移転を受けようとする申請でございます。

90 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から小作地解放による所有権移転を受けようとする申請でございます。

91 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から贈与による所有権移転を受けようとする申請でございます。

92 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から贈与による所有権移転を受けようとする申請でございます。

93 号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。

以上 6 件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました案件の中で、88 号につきましては新規就農であり、面接を行っておりますので、面接を担当した地区委員を代表

	して、越智一志委員さんから報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
越智委員	今回の新規就農希望者につきまして、8月27日に西条市役所本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、寺田委員と、私、越智です。当案件の申請人は、〇〇の〇〇であります。 本申請は、〇〇の農地1,592㎡を取得するための申請であります。 主に、自家消費用の野菜を耕作する予定であり、10年ほどの農業経験があるとの事であります。 また、規模拡大の予定はなく、現在も野菜作りの勉強をしているとの事です。 こちらからは、農業についてのアドバイス、また、改良区について、また、周囲に荒廃農地が多いので、きちんと管理を行うよう説明を行い、面接を終了しました。 最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。 以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 面接に携わっていただきました委員のみなさん、大変お忙しい中、お世話になりました。 ありがとうございました。 それでは、ただ今事務局より説明がありました6件について、88号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたと思いますので、よろしくお願いをいたします。
地区委員	88～93号問題なし
議 長	ありがとうございます。 地元の委員さんからは『問題ない』ということですが、ほかに、ご意見・ご異議等はございませんか。
委員一同	異議なしの声あり
議 長	ありがとうございます。

『異議なし』ということでもありますので、以上6件を原案どおり許可することいたします。

【買受適格証明願関係】

議 長 次に、6ページ、議案第2号、農地法第3条第1項目的による農地の公売に対する買受適格証明願の承認に対する申請について、を議案とします。
それでは、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 2号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大による公売参加のため、買受適格証明書の発行を申請するものであります。
以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今説明がございました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 問題ありません

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 (異議なしの声あり)

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでございますので、以上1件を原案どおり承認することとし、証明書を発行いたします。

【農地法第4条関係】

議 長 次に、議案書、8ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局	議案書 9 ページをご覧ください。 13号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅への進入路を建築基準法に適合させるために拡張しようとする申請でございます。本件は、違反転用案件であり、平成6年ころに元々設けていた進入路が使用できなくなったことから、止む無く無断で申請地を進入路として利用し始めたとのことでございます。今後はこのようなことを繰り返さないよう留意いたしますとの始末書が提出されております。8月総会で同一名義の案件がありましたが、関連案件でございます。 14号は、〇〇の〇〇氏が、農振区分変更に係る12条公告を終えたため、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。 以上2件、ご審議よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただ今事務局から説明がありました2件について、13号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
地区委員	13, 14 号問題なし
議長	ありがとうございます。 地元の委員さんからは『問題ない』ということですが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なしの声あり
議長	ありがとうございます。 『異議なし』ということですので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。 【農地法第5条関係】
議長	次に、議案書10ページ、議案第4号、農地法 第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。 議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 議案書 11 ページをご覧ください。

43号は、〇〇の〇〇氏が、同所の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地進入路の拡張をしようとする申請でございます。本件は、4条案件13号の関連案件でございます。

44号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸資材置場として造成しようとする申請でございます。

45号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、ドラッグストア店舗を建設しようとする申請でございます。

46号は、〇〇の〇〇氏が、同所の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、倉庫を建設しようとする申請でございます。本件は、違反転用案件であり、譲渡人世帯は以前、農業に従事していたことから、法令に規定する規模を超えた農業用施設用地としてしまったとのことでございます。このことを深く反省し、今後は農地法を遵守し、かかることの無きように誓約いたしますとの始末書を提出しております。

47号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

48号は、〇〇の〇〇氏が、同所の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、増築に伴う宅地拡張をしようとする申請でございます。本件は、違反転用であり、昭和59年ころの増築の際に申請地に建物がまたがり、その後もカーポートを建築するなど、長年宅地の一部として使用してきたとのことでございます。今回の申請において、農地法の知識が不足していたため、亡き祖父の頃から許可及び届出を行わず使用していた事実を知り、大変申し訳なく深く反省しております。以後このような事の無いよう農地法を遵守いたしますとの始末書が提出されております。

49号から51号まで関連案件でございます。

49号は、〇〇の〇〇氏、及び〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、共有で宅地進入路を建設しようとする申請でございます。

50号は、〇〇氏が、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

51号は、〇〇氏が、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

52号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。本件は、違反転用であり、令和2年に譲渡人が相続する以前から申請地西側の一部を倉庫用地等に造成していたとのことでございます。最近になり、農地法の手続きが必要であり無断で転用してしまっていることを知り、深く反省しているとのことでございます。今後このようなことがないよう万全の注意を払いますとの始末書が提出されております。

53号から55号は、譲渡人の〇〇氏に関する案件でありまして、53号は、〇〇氏が、使用貸借権の設定を受け、自己住宅の増築及び物置を設置しようとする申請でございます。本件は、違反転用であり、農地法の手続きを経ないまま、令和元年頃から申請地を徐々に造成し、差掛けや土間コンクリートの設置を行ったとのことでございます。法令に対する理解不足と確認を怠ったことによるものであり、深く反省し、今後は関係法令を十分に確認したうえで適正な手続きを遵守することを固く誓約いたしますとの始末書が提出されております。

54号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、違反転用であり、農地法の手続きを経ないまま、令和元年10月頃に申請地の入口及び北東側にコンクリートを設置したとのことでございます。

53号同様に深く反省している旨の始末書が提出されております。

55号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定し、資材置場等を建設しようとする申請でございます。本件は、違反転用であり、農地法の手続きを経ないまま、平成18年ころから事業用の残土や砕石置き場として造成してしまい、令和2年ころには物置や仮設物置を設置したとのことでございます。前2件と同じく、法令に対する理解不足と確認を怠ったことによるものであり、深く反省し、今後は関係法令を十分に確認したうえで適正な手続きを遵守することを固く誓約いたしますとの始末書が提出されております。

56号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上14件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました14件について、43号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員

43～56号問題なし

議 長

ありがとうございます。

地元の委員さんからは『問題ない』ということですが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし

議 長	ありがとうございます。 『異議なし』ということでありますので、以上14件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。 【農業振興地域整備計画変更関係】
議 長	つぎに、議案書14ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	議案書15ページをご覧ください。 位置図及び地番図は16ページになります。 5号は、〇〇の〇〇氏が、自己所有の宅地及び白地農地を一体利用し、申請地に農業用倉庫を建設するため、農地から農業用施設用地へ用途区分変更しようとする申請でございます。 以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 ただ今事務局より説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
地区委員	5号問題なし
議 長	ありがとうございます。 地元の委員さんからは『問題ない』ということですが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議 長	ありがとうございます。 『異議なし』ということでありますので、以上1件を原案どおり承認する

こととし、市長に回答いたします。

【農用地利用集積等促進計画関係】

議長

次に、議案書 17 ページ、議案第 6 号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案書 18 ページからをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号の要件を満たしていることをご報告いたします。

詳細につきましては、議案書 20 ページから 25 ページとなっております。このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、28 件、面積が、9 万 8,090 m²、所有権移転の件数は、3 件、面積が、2 万 1,306 m²となっております。以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

議案書 19 ページの整理番号 3 号の借受人については、新規就農者であり、地元の委員さんに面接を行っていただいておりますので、面接を担当していただいた委員さんから報告をしていただきたいと思います。日野哲也委員さん、よろしく願いいたします。

日野委員

8 月 20 日に西条市役所において、新規就農希望者の面接を実施しました。面接は、伊藤委員、および私、日野で行いました。今回の申請人は〇〇の〇〇氏です。

今回、〇〇の農地、3,503 m²を中間管理機構を通じて借り受け、就農する予定です。主に栽培する作物は米とほうれん草です。

〇〇氏は実家が農家で、幼い頃から農業に携わっており、将来は夫と協力して専業農家として生計を立てたいとのことでした。

今後は近隣の遊休農地を借り上げ、栽培規模の拡大を図る意向です。なお、農機具については当面身内から借り受け、将来的には補助金を活用して購入していく計画です。

こちらからは、地域での営農や農地管理等について説明を行い、「農地は農地

として管理することを確約し、その旨の誓約書の提出も受け」面接を終了しました。

就農については特に問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

面接に携わっていただきました委員の皆さん、大変お忙しい中、お世話になりました。

先ほど事務局から一括して説明がありましたが、この件に関しまして、何かご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし

議 長

ありがとうございます。

『異議なし』ということでありますので、
以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

【報告承認案件】

議 長

つづきまして、議案書26ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局

それでは、ご報告させていただきます。

令和8年7月16日から、令和8年8月14日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知3件を受理いたしました。

また、非農地判断を1件行っております。

その他には、農業用施設用地の届け出受理を1件と、農地バンクへの土地の登録を1件行っております。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

何かご意見・質問等、ございませんでしょうか。

委員一同	意見なし
議 長	無いようですので、報告承認案件を終了いたします。
	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたが、この際ですので、ほかに何かございませんか。
委員一同	意見なし
議 長	それでは、無いようですので、以上で総会を閉会いたします。 慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	原案承認
議案第 2 号	農地法第 3 条目的による農地買受適格証明願の申請について	原案承認
議案第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第 5 号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第 6 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件（農地法第 18 条 6 項に係る通知等）	

9. 閉会の日時

令和 8 年 9 月 7 日 午後 2 時 40 分